

令和 7 年 度

財政援助団体等監査結果報告書
(4 月実施分)

令和 7 年 5 月 16 日提出

登 米 市 監 査 委 員

令和 7 年度財政援助団体等監査（4 月実施分）の結果について、登米市監査基準第 21 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

第 1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査）

第 2 監査の対象

- 1 対象団体
指定管理者監査 … 公の施設の指定管理者
- 2 対象事務
(1) 令和 5 年度及び令和 6 年度の事務執行状況
(2) 指定管理会計からの団体職員による金銭着服の事実関係及びその後の対応
- 3 対象団体及び所管課
団 体 … 文化・スポーツクラブはさま
所管課 … 教育委員会教育部 生涯学習課

第 3 監査の着眼点

団体に対する財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、また、団体職員が指定管理会計から金銭を着服した件について、発生した要因等の事実関係や再発防止策を含めたその後の対応に主眼を置き実施した。

第 4 監査の主な実施内容

監査は、あらかじめ団体及び所管課に対し、監査資料として提出を求めた令和 5 年度及び令和 6 年度事業に係る各種資料の正確性、適法性等について検証するとともに、事業の実施状況について関係職員から説明を聴取し、現状把握を行った。併せて着服事案に係る対応等について、団体及び所管課から説明を聴取し、監査を実施した。

また、監査基準第 19 条に基づき、団体及び所管課から監査委員の講評に対する弁明又は見解の聴取を行った。

第5 監査等の日程

1 監査日程（監査委員による監査）

月 日	実施場所
令和7年4月16日 " 4月21日	登米市役所迫庁舎監査室

2 事前調査日程（監査委員事務局職員による調査）

月 日	実施場所
令和7年1月8日 " 1月9日 " 1月14日	登米市役所迫庁舎監査室

第6 監査の執行者

監査委員 中津川 源 正
 監査委員 千 葉 良 悦
 監査委員 岩 淵 正 宏（令和7年4月28日退任）

第7 監査対象団体の概要

設 立 目 的	迫地区における文化、スポーツ活動の振興を図り、総合型地域スポーツクラブを核とした地域住民の自立的な社会参加を促進し、もって公益の増進に寄与すること	
所 在 地	登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1（登米市迫体育館内）	
主 な 事 業	・各種教室、各種サークルの設置に関する事 ・各種研修会の開催に関する事 ・各種大会・イベントの開催に関する事 ・登米市公の施設の指定管理に関する事 ・その他、クラブの目的達成のために必要な事業	
公の施設の 指定管理	指定管理施設	登米市迫体育館 登米市迫武道館 登米市新田総合運動場
	指定管理料 (令和5年度分)	27,294,000 円
	指 定 期 間	令和3年4月1日～令和6年3月31日 令和6年4月1日～令和11年3月31日
決 算 状 況	[令和5年度決算]（令和5年4月1日～令和6年3月31日） 収入総額 32,728,102 円 支出総額 30,622,791 円 収支差引額 2,105,311 円 ※指定管理業務分	

第8 確認事項と確認結果

監査を実施するにあたっては、通常の監査内容に加え、事前に団体で調査を行い市長に提出された「職員の金銭私的流用についての調査報告書」等の提出を受け、次の事項について、特に確認すべき内容として調査を行い、その問題点等を把握して監査にあたった。

1 団体関係

(1) 金銭の着服と返還までの概要

- ① 団体は、令和6年度において、財政援助団体等監査の実施対象となったが、所管課に対して提出期限まで関係書類の提出がないことから、令和6年11月19日に所管課が団体に連絡したところ、経理担当者は通帳の写し以外の書類を市に提出した後、自ら佐沼警察署に出向き、指定管理に係る会計から多額の金銭を着服し私的に流用していると自首したことにより本件が発覚した。
- ② 11月20日には、団体において経理担当者に対する金銭の着服方法や期間等に関する内容聴取を行い、その結果、着服は令和3年度から行われ、総額で約1千万円であることが確認できた。また、被害額が確定した際には速やかに全額返済することの確約を得ている。
- ③ 11月21日には団体では、監事2名に対しても聴取を行い決算監査の方法や、発生要因などを確認している。その結果、経理担当者の不正による被害額は下記のとおりと算定し、12月11日に理事会を開催し経過などについて報告を行い、経理担当者の懲戒解雇及び被害額の全額返済を条件として被害届の不提出を決定している。

No.	内 容	件 数	金 額
①	施設使用料の未収分	98 件	177,600 円
②	施設管理料の不正支出	517 件	9,961,130 円
③	個人ロッカー等に保管されていた現金	394 件	△351,675 円
合 計			9,787,055 円

※団体では、上記①と②の合計額から③を差し引いた9,787,055円を被害額として算定

- ④ 経理担当者は、被害額として算定した金額を、12月12日に団体の預金口座への振込みにより返還している。
- ⑤ 令和7年1月初旬に監査委員事務局による事前調査を行った結果、団体による被害額の算定で一部不備が見られたことから、団体及び所管課に通知により再確認を促し、その結果、被害額は下記のとおりと確定し、団体では理事会への報告を経て、経理担当者への清算を同年3月19日に行っ

ている。

No.	内 容	件 数	金 額
①	施設使用料の未収分	98 件	177,600 円
②	施設管理料の不正支出	515 件	9,939,644 円
③	個人ロッカー等に保管されていた現金	394 件	△351,675 円
合 計			9,765,569 円

(2) 着服額の調査方法

施設使用料については、施設の使用申請書兼領収書及び入金伺書、通帳の入金状況を照合し、着服額を算定している。

また、施設管理料については、令和元年度から令和6年度までの領収書と各種支出科目毎の引き去り簿との照合を行い、領収書と引き去り簿に相違がないことを確認し、次に、各支出科目の引き去り簿と各年度の通帳の引き落とし状況について照合を行い、着服額を算定している。

この調査方法は、所管課からの指導を受け行われている。

(3) 着服額

団体では、9,765,569 円を被害額として算定しているが、本監査においては、個人ロッカー等に保管されていた現金についても不正行為と考え、10,117,244 円が着服額であると捉えている。

(4) 職員体制

- ① 団体規約では、事務局にクラブマネージャー1人のほか、事務局長または施設マネージャー1人、事務局員1人もしくは2人を置くこととしているが、事務局長または施設マネージャーは配置されていない。
- ② 令和3年12月までは施設マネージャーが在籍していたが、退職後については、事務局長、施設マネージャーの不在が常態化していた。
- ③ 事務を担う職員は、会長が実質的に事務局長兼務の体制となっており、週3日程度、1日あたり数時間の出勤で事務を担っており、クラブマネージャーについては、総合型地域スポーツクラブに関する会計の主担当として常勤1人、事務局員は指定管理に関する会計の主担当として常勤1人、施設の貸与等を担当する常勤1人の4人体制であった。

(5) 会計規程と各種会計簿冊の状況等

団体の会計規程では、各種会計帳簿を定めているが、総勘定元帳や現金出納簿等の簿冊は作成されておらず、このため決算時における監査の際や定期的な通帳残高確認等との照合が行われていない。

(6) 通帳、印鑑の管理方法

通帳は金庫で保管、印鑑は会長の鍵のかかる机に保管しており、机の鍵は会長が管理している。

(7) 通帳からの出金の状況

施設管理料などで支出が必要となった際には、経理担当者は支出負担行為伺いに請求書を添付して起票の上、会長のみが確認し決裁を行っている。その後、出金伺いを起票し併せて通帳の払出票を添付し、会長が決裁と払出票への押印を行っているが、この際に先に決裁された支出負担行為伺いや請求書は添付していなかった。

このため、本来月1回の支払いである経費について、複数回の不正出金が行われていた。

(8) 通帳への入金状況

団体の収入となる施設使用料の入金があった際には、入金の事務を行った者が入金伺いを起票し、申請書と金額のチェックは2人で行い会長までの決裁を受け、経理担当者が金融機関に入金することとなっているが、本事案においては、入金作業を経理担当者1人に任せていたことから、本来納入すべき金額を通帳に入金せず着服し、納入すべき金額の不足分を事後に入ってきた施設使用料で補填していた。最終的には、令和6年9月から11月までの施設使用料が未入金となっていた。

(9) 団体における本事案の発生要因の認識

- ① 使用料について、通帳への入金作業を経理担当者1人へ任せており、入金後の通帳確認が行われていなかった。
- ② 出金時の決裁方法として、出金伺書に請求書を添付しておらず、内容と額の確認が行われていなかった。さらに、月末に通帳確認するなど、定期的にチェックをする体制となっていなかった。
- ③ 現金出納簿を作成しておらず、預金通帳の異動明細をもって、現金出納簿に代えていたことにより、日次の現金残高を把握可能な帳簿が存在していなかった。
- ④ 中間監査が実施されておらず、さらには決算監査においても決算書の繰越額と通帳残高の照合が行われていなかった。

(10) 再発防止策

- ① 施設使用料の入金については、休日や祝祭日、また特別な事情がない限

り、料金を徴収した翌日に通帳への入金処理を行う。なお、この取扱いについて、今後会計規程に定める。

- ② 施設使用料の入金の際は、利用申請書に基づく使用料を記載した預金納入記録簿を作成し、作成者以外の職員が利用申請書の金額との照合を行う。
- ③ 出金する際は、その額が確認できる請求書等の書類を添付し、起案者以外の職員も確認を行い、最終的に会長が決裁を行う。
- ④ 確実に入出金されたことを確認するため、使用料納入記録簿及び支出伺書と通帳を、入出金した者以外の職員が照合する。
- ⑤ 副会長が、1 か月ごとに預金納入記録簿、支出負担行為伺いと通帳及び現金出納簿との照合を行う。
- ⑥ 中間監査を行い、理事会において毎年 11 月 20 日までに中間決算の報告を行う。
- ⑦ 年度末残高証明書を会計事務所に提出し不適切な支出がないかチェックしてもらう。
- ⑧ 年度をまたいだ収入や支出の場合は、現金出納簿に年度が分かるよう記入し分類する。その際、施設使用料については、利用月日で分類し、支払いについては、支払うべき事実が発生した月日で分類するものとする。
- ⑨ 常勤の事務局長や施設マネージャーの不在がチェック体制の不備に繋がった一つの要因であると捉え、事務局体制を整える。

2 所管課関係

(1) 所管課による団体の通帳と経理状況等の確認

所管課では、団体から提出される年度末事業報告書の施設管理経費の内訳のみで経理状況を把握しており、通帳の写し等の根拠資料は確認していなかった。

(2) 本事案に係る団体への指導や監督の状況

- ① 当初、本事案に係る団体から市長への報告書の内容について、一部確認、検証が不十分であったものの、着服額の調査にあたる指導は随時行われていた。監査委員事務局による事前調査の結果、着服額の算定に不備があったことを指摘された後は、通帳や各種帳簿等との確認、検証は行われてい

た。

- ② 会計処理に必要な帳簿等を再整備することなどを指示する協定書 23 条 関連の業務改善指示書については、嚴重注意書と併せ令和 6 年 12 月 25 日 に発出し、団体からは、令和 7 年 1 月 20 日に改善結果報告書が提出されている。

(3) 再発防止策

- ① 所管する各指定管理団体に対して、管理運営体制の徹底について令和 6 年 12 月 20 日に通知を発出している。また、同月 25 日には管理運営体制 や会計処理手順等についての調査を実施し、令和 7 年 1 月にはその結果を 取りまとめ、その後、管理・チェック体制が不十分な団体に対しては指導 を行っている。
- ② 各指定管理団体向けの適正な会計処理方法や監査方法に関するガイド ライン（マニュアル）の作成に着手しており、完成後にはその内容の周知 とともに、団体における内部監査がしっかり機能するよう指導を行ってい く。

第9 監査の結果

文化・スポーツクラブはさまは、登米市迫体育館のほか登米市迫武道館、登米市新田総合運動場の指定管理者として管理業務を行う公益性の高い団体である。

当該団体は、迫地区における文化、スポーツ活動の振興を図り、総合型地域スポーツクラブを核とした地域住民の自立的な社会参加を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としている。令和5年度には指定管理施設においてヨガ教室ほか18教室の事業を開催し延べ383回の教室が開かれ、施設利用においては70,814人と多くの方々に利用されている。各種イベントの企画立案など本市文化、スポーツ活動の振興に果たす役割は非常に大きく、一定の評価ができるものである。

しかし、この度、財政援助団体等監査の対象となったことをきっかけに、団体の経理担当者による施設管理料などの着服が発覚し、事案発覚後、団体及び所管課の出納その他関連する事務の執行並びに所管課の団体への指導状況等について監査した結果、団体職員による施設管理費の長期間にわたる着服を改めて確認したところである。

不祥事が発生した大きな要因としては、不正を防止するチェック機能が働いていなかったことや法令遵守の欠如に加え、団体内組織体制に問題があったことなどの結果と言え、極めて重大な事態であり、大きな改善が必要であるといえる。

本事案については団体内部における著しく不適正な財務事務ではあるが、市への信頼性にも大きな影響を及ぼすものであり、この度の事案の重大性から、早急に措置を講じるよう団体及び所管課に対し、それぞれ3点に関して勧告するとともに指摘事項を記述する。

勧告及び指摘事項に対してその措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その措置内容を監査委員に通知されたい。また、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき簡易な事項は、指導事項として口頭で改善を促したので、記述を省略する。

1 団体関係

(1) 団体による再発防止策の確実な実践とその検証 <勧告>

団体においては、本事案に係る市長への調査報告書において、不祥事発生
の原因及び今後の改善策等を取りまとめており、本監査においても再発のな
いよう努めるとしているが、各種再発防止策の確実な実践とともに、その取
組みの効果について検証されたい。

(2) 適切な内部監査体制の構築 <勧告>

内部決算監査において、決算書の繰越額と通帳残額の照合が長年行われて
いなかったことは、誠に遺憾である。団体への聴き取りの結果から、内部決
算監査が、馴れ合いとなっていたものではないかと想像される。

本来の内部決算監査は団体内の経理の透明性の確保や不正経理の防止な
どのため実施されるものであり、再発防止策と重複する内容ではあるが、団
体においては、適切な監査が行われるよう、改めてその体制を構築されたい。

(3) 団体の管理監督体制の強化 <勧告>

事務局員への管理監督については、会長が非常勤でありながら事務局長兼
務の体制となっており、管理監督体制が十分であるか疑問が生じるところで
ある。団体規約に基づき、事務局長または施設マネージャーを配置するなど
管理監督体制の強化を図られたい。

(4) 職員への期末手当の支給等 <指摘事項>

職員への期末手当について、就業規則に定めておらず、会長が決算月に支
給の有無や金額を決定している。このことは理事会にも諮っておらず、支払
いの根拠もないと考えられる。適切な支給であったのか、その運用が正しか
ったのか検証されたい。

また、賞与については就業規則で定めているものの、金額等の定めはなく
期末手当同様に会長による支出負担行為伺いへの決裁のみである。期末手当
同様に、その運用について検証されたい。

2 所管課関係

(1) 指定管理団体への勧告に対する団体の取組みの確認及び効果の検証並びに適切な指導、監督の実施 <勧告>

団体へ勧告した「再発防止策の確実な実践とその検証」、「適切な内部監査体制の構築」、「管理監督体制の強化」の3点について、団体において責任を持ち履行いただくこととなるが、早期にしかも確実に実施するよう、所管課として適切な指導及び団体の取組の確認並びに効果を検証されたい。

(2) 各指定管理団体に対する適切な指導、監督の実施 <勧告>

本事案の発生にあたり会計処理方法や監査方法のガイドラインの整備に着手しているとのことであるが、ガイドラインにおいては、団体から提出された改善策を取入れながら整備を進められたい。

また、各指定管理団体に対して、職員のコンプライアンスや監事の責務の理解向上に向けた研修会の開催などについて、指定管理者制度主管課と検討されたい。

(3) 不適切な事案を起こせない環境の構築 <勧告>

職員による金銭の着服を防止するために最も重要なことは「不正が起こせない環境の構築」である。

所管課においては多くの指定管理施設を有しているところであり、この度の事案を踏まえ、改めて現状の各指定管理団体の職員体制及び公民館、体育館等の社会教育施設の指定管理の在り方や課題を整理し、必要と思われる改善を行い、各団体において不適切な事案を起こせない環境の構築について、中長期的視点に立った中で取組みを進められたい。

(4) 指定管理者による施設の修繕 <指摘事項>

指定管理者における施設修繕は協定書第15条第2項において年間20万円以上のものは市の費用と責任において実施するものと定められ、第3項では指定管理者からの申出に対し、市が承認した場合に限り指定管理者の費用と責任において実施することができるとされているが、令和5年度のバスケットゴール修繕は310,200円であり指定管理者が実施しているが、申出、承諾が行われていないことから、適切な事務処理にあたられたい。